○久喜市生涯学習推進会議条例

平成２２年３月２３日

条例第９７号

（設置）

第１条　市は、生涯学習活動を積極的に推進するために、久喜市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　生涯学習の推進のための提言に関すること。

（２）　生涯学習の推進に関する基本的な指針の策定に関すること。

（組織）

第３条　推進会議は、委員２０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

（１）　公募による市民

（２）　学識経験者

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（議長及び副議長）

第４条　推進会議に、議長及び副議長を置く。

２　議長及び副議長は、委員の互選により定める。

３　議長は会務を総理し、推進会議を代表する。

４　副議長は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　推進会議の会議は、議長が招集し、これを主宰する。

２　推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（幹事会）

第６条　推進会議の会議を効率的に行うために、幹事会を置く。

（生涯学習推進部）

第７条　推進会議が策定した基本的な指針の実現に向けて、市民の意見、要望等を取り入れ、市民の手による生涯学習の推進を行うために、生涯学習推進部（以下「推進部」という。）を置く。

（庶務）

第８条　推進会議の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、推進会議、幹事会及び推進部の運営に関し必要な事項は、久喜市教育委員会が別に定める。

附　則

この条例は、平成２２年３月２３日から施行する。